

くらしupながの

「消費者の5つの責任」

- ・批判的意識をもつ責任
- ・環境への配慮責任
- ・社会的弱者への配慮責任
- ・連帯する責任
- ・主張し行動する責任

河内長野市消費者啓発受託事業
編集と発行

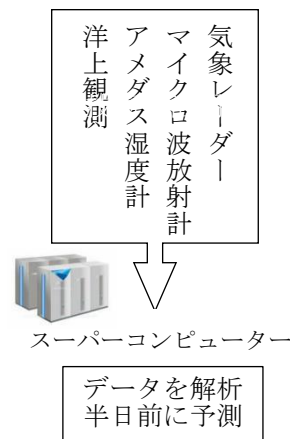
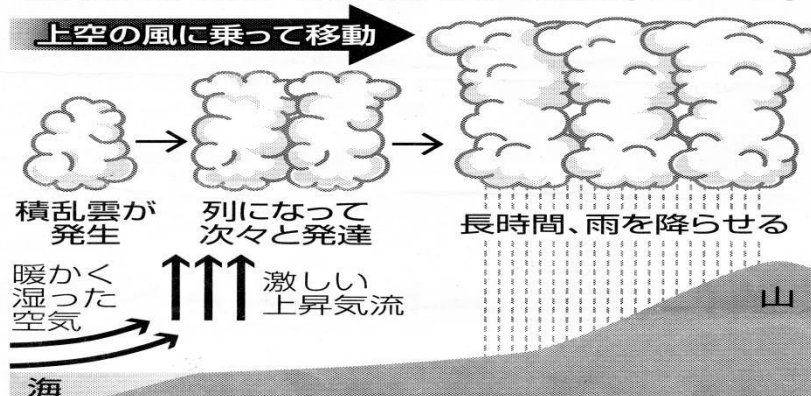
かわちながの消費者協会
河内長野市消費生活センター内
TEL 0721-56-2360
FAX 0721-56-0701



「線状降水帯」の予測を開始 6月1日から

近年、線状降水帯による大雨によって毎年のように甚大な被害が引き起こされています。線状降水帯の発生について事前に予測することは困難でしたが、気象庁では産学官連携で世界最高レベルの技術を駆使し、予報モデルの開発を進めています。その第一歩として早めの避難につなげるため、6月1日から線状降水帯による大雨の可能性を予測します。

線状降水帯ができるメカニズム(イメージ)



- ・大学等の複数の研究機関と連携して線状降水帯のメカニズム解明に高密度な集中観測を実施
- ・スーパーコンピューター「富岳」を活用し、開発中の予報モデルのリアルタイムシミュレーション実験を実施
- ・「九州北部」など大まかに11の地域を対象に半日前から情報提供。令和11年度には市町村単位での情報提供を目指す

大雨など災害の恐れがある時、気象庁等から発表される防災気象情報をもとに、住民がとるべき行動を5段階の警戒レベルで示す避難情報が市町村から発令されます。警戒レベル4 避難指示（全員避難）や警戒レベル3 高齢者等避難が発令された際には速やかに避難行動をとってください。

また、スマホやパソコンを使って気象庁のサイト「キキクル（危険度分布）」で、土砂災害や浸水の危険度、洪水の恐れをリアルタイム（10分ごとに更新）で確認できます。危険度を5段階で色分けし（警戒レベルと同色）地図上に表示されます。大雨のときはこまめにチェックしましょう。

日頃からハザードマップ等でわが家の状況や避難経路を確認し、いざという時は適切な判断と行動をしましょう！！

市公式LINEでは避難所開設情報など様々な情報を配信しています。



改正特定商取引法が6月1日から施行

ポイント1 通信販売に関する規定の新設

「初回無料」や「お試し」と表示があるのに、実際には定期購入となっていた、「いつでも解約可能」と表示してあるのに、解約に細かい条件があった、など通信販売の定期購入に関するトラブルが多く発生していることから特定商取引法が改正されました。

I 通信販売の申し込み段階での表示の義務付け

- カタログ・チラシ等を利用した通信販売 → 申込書面（申込用はがき、申込用紙等）
- インターネットを利用した通信販売 → 最終確認画面

義務付けられる表示6項目

- | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">①商品やサービスの分量（数量、回数、期間等）②販売価格・対価（消費者が支払う送料を含む）、支払総額③支払時期及び支払方法④引渡時期・移転時期・提供時期⑤申込みの期間がある場合、その旨・その内容⑥申込みの撤回・解除に関する事項 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

II 上記①～⑥の表示内容や申し込み手続きに関して消費者を誤認させる（誤った認識をさせる）表示の禁止

インターネット通販で、申込みの最終確認画面で消費者を誤認させるような表示があり消費者が契約を正しく理解せずに申し込んだ場合、契約を取り消せる可能性があります。

通信販売はクーリング・オフができません。

定期購入が条件になっていないか、支払い総額がいくらか、解約・返品できるか、解約条件など契約内容をしっかり確認することが大切です。

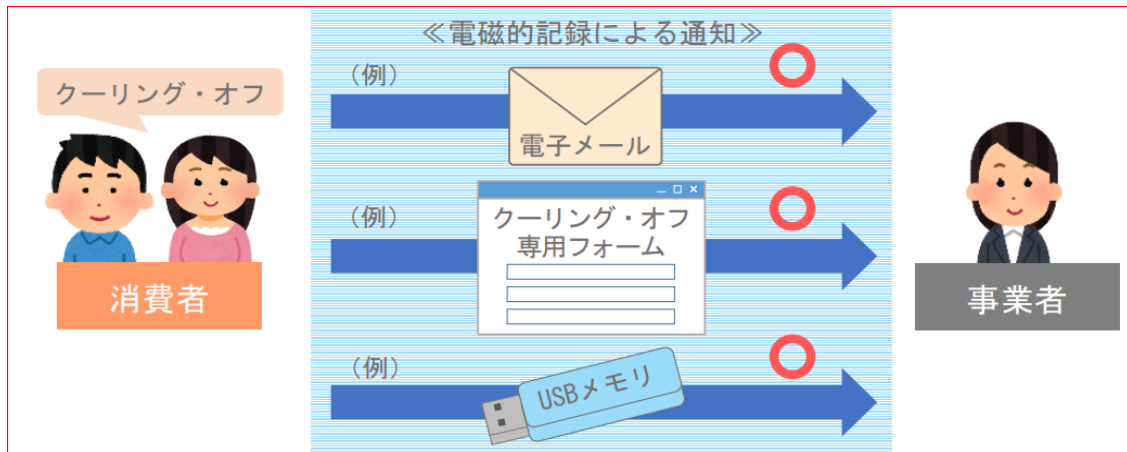
インターネット通販では、注文ボタンを押す前に、最終確認画面で上記の事項をチェックし、その後印刷するか、画面のスクリーンショットを保存しておきましょう。



ポイント2 電磁的記録によるクーリング・オフの導入

クーリング・オフとは、消費者が申し込みや契約の締結をした場合でも、一定の期間内であれば無条件で申し込みの撤回や、契約の解除ができる制度です。改正法により、書面だけでなく電磁的記録によりクーリング・オフを行うことも可能となりました。

○電磁的記録による通知とは



*FAXを用いたクーリング・オフも可能

電磁的記録による通知も書面と同様、発した時にその効力を生じます。

○事業者は、契約書面等には「書面または電磁的記録により」クーリング・オフができる旨を記載しなければなりません。

例えば「電子メールでクーリング・オフを行う場合には、以下のメールアドレスにお送りください」などと具体的な通知の方法を記載する。

○事業者はトラブル回避のため、消費者に対しクーリング・オフを受け付けた旨について電子メール等で連絡することが望ましい。

電磁的記録によるクーリング・オフの注意点

契約書を確認し、電磁的記録によるクーリング・オフの通知先や具体的な通知方法が記載されている場合には、それを参照して（書面によるクーリング・オフと同様に）契約年月日、契約者名、購入品名、契約金額等やクーリング・オフの通知を発した日を記載しましょう。

電子メールであれば送信メールを保存しておく、ウェブサイトのクーリング・オフ専用フォーム等であれば画面のスクリーンショットを残しておくなど発信の記録を残しましょう。

特定商取引法によるクーリング・オフができる取引

取引形態	期間
訪問販売・電話勧誘販売・特定継続的役務提供・訪問購入	8日間
連鎖販売取引・業務提供誘引販売取引	20日間

急須でいれる日本茶を見直そう

<お茶の種類によって違う成分>

◆ 緑茶の由来

日本における緑茶の歴史は古く、平安時代に遣唐使が唐から持ち帰ったことが由来とされています。当時は貴重な薬として重宝され、室町時代以降は茶の湯の発達により武士、商人にも広がり、その後、庶民の飲み物として親しまれるようになりました。

そして緑茶は、江戸末期より本格的に輸出されるようになりました。




◆ 緑茶の現況

和食の無形文化遺産への登録とともに緑茶への関心が高まっています。特に抹茶は、スイーツからフランス料理まで幅広く使われる食材として、年々需要が増加中です。

茶の種類	浸出法 (茶葉量/湯温 湯量、 浸出時間)	タンニン (g)	カフェイン (g)	ビタミンC (mg)
玉露	10g/60度 60ml、2.5分	0.23	0.16	19
煎茶	10g/90度 430ml、1分	0.07	0.02	6
番茶	15g/90度 650ml、0.5分	0.03	0.01	3
ほうじ茶	15g/90度 650ml、0.5分	0.04	0.02	微量
玄米茶	15g/90度 650ml、0.5分	0.01	0.01	1

出典：日本食品標準成分表 2015年版（七訂）より抜粋
(浸出液中 100g 中)

<薬効成分と期待される効果>

カテキン (タンニン)  渋み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 血圧、血糖、LDL コレステロールの上昇を抑制 ・ 抗腫瘍作用 ・ 抗酸化作用、活性酸素消去作用 ・ 紫外線吸収作用 ・ 抗菌作用、腸内の善玉菌を増加 ・ 抗アレルギー作用
テアニン  うまみ	<ul style="list-style-type: none"> ・ リラックス効果 ・ 睡眠改善作用 ・ 記憶力改善作用 ・ カフェインによる興奮作用の抑制 ・ うつ病、統合失調症の症状軽減
カフェイン  苦み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 覚醒作用 ・ 利尿作用 ・ 作業速度の向上 *不眠や軽い依存症を引き起こすことも

(全国健康保険協会 H.P より)

*緑茶とは、茶葉を加熱処理して発酵を止めたお茶玉露、煎茶、番茶、抹茶、緑茶を焙じたほうじ茶、玄米を加えた玄米茶なども含む。

お茶には有効成分が多く含まれ、日本人の健康を支えてきました。急須でお茶を楽しみ、ウイルスなどに負けない抵抗力をアップしましょう。

